

廃棄物減量施策と

家庭系ごみの直接搬入のあり方について



令和5年11月14日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

議 事

1 報告事項

- (1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例）…………… 3
- (2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル構築実証事…………… 6
- (3) 市職員向け衣類回収…………… 8

2 審議事項

- (1) プラスチック一部先行資源化回収について…………… 1 0
- (2) 資源物 1 類の排出袋について…………… 1 6
- (3) 事業系木くずのリサイクル推進について…………… 1 9
- (4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について…………… 2 3
- (5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止について…………… 3 0

〔環境施設管理課〕

3 その他

- (1) 今後の予定…………… 3 2 ²

1 報告事項

- (1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例）

(1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する 条例の一部改正

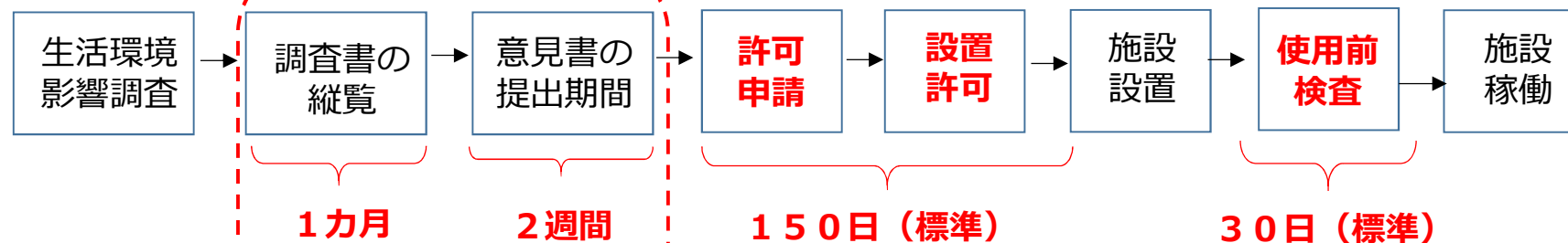
条例改正の概要

○非常災害時に廃棄物処理法の特例規定を活用できるように条例を改正して必要な規定を整備し、施設の設置までに要する期間の短縮や手続の簡略化を図るもの。

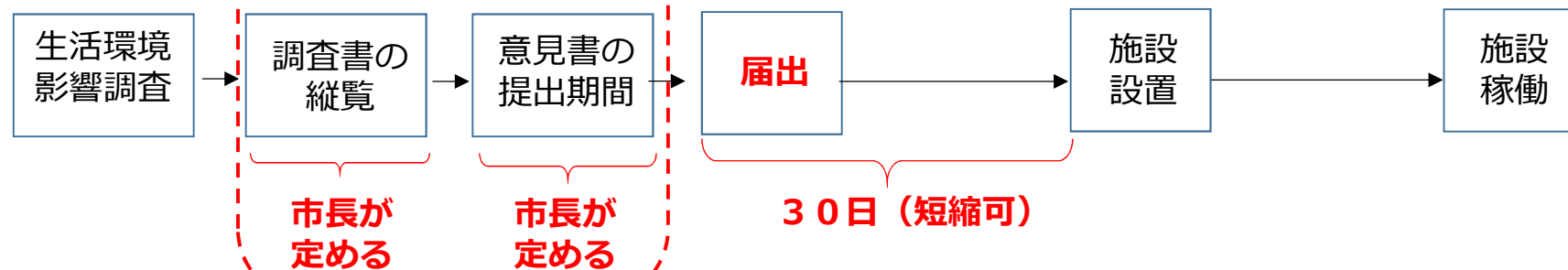
廃棄物処理施設の設置までのイメージ

※市から委託を受けた事業者が焼却施設を仮設で設置する場合の例

【平時の手続】



【災害特例規定適用時の手続】



(1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する 条例の一部改正

条例改正の内容

※



部分を条例改正により規定するもの

	平時		非常災害時	
	(1) 事業者が設置等する場合	(2) 市が設置等する場合	(3) 市が設置等する場合	(4) 市から委託を受けた者が設置等する場合
規定事項 / 規定方法	廃棄物処理法 (第8条第4項、第6項)	市条例 (第46条、第48条)	市条例 (未整備)	市条例 (未整備)
1 縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類	焼却施設、最終処分場	①第46条第1項 焼却施設、最終処分場	②第46条第2項 焼却施設、最終処分場	③第46条第3項 焼却施設
2 生活環境影響調査書の縦覧の場所、期間	場所：公告で指定 期間：1か月間	場所：公告で指定 期間：1か月間	④第47条第2項 場所：公告で指定 期間：1か月間の範囲 内で市長が定める期間	⑤第47条第3項 場所：公告で指定 期間：1か月間の範囲 内で市長が定める期間
3 意見書の提出先、期限	提出先：都道府県知事 (政令市長) 期限：縦覧期間満了日 から2週間を経過する日まで	提出先：公告で指定 期限：縦覧期間満了日 から2週間を経過する日まで	⑥第48条第3項 提出先：公告で指定 期限：非常災害の状況を 勘案して市長が定める期間	⑦第48条第4項 提出先：公告で指定 期限：非常災害の状況を 勘案して市長が定める期間

施行期日

公布の日

1 報告事項

(2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル 構築実証事業

(2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル 構築実証事業



さいたま市



株式会社 三堀アレスダंक

1 実証事業について

市民のみなさまがごみとして排出した自転車について、株式会社三堀アレスダंकを通じて安全に整備を行い、日本国内においてリユース販売することで、より環境負荷が少ない国内循環型のリユースモデルを構築し、評価するために本実証事業を実施します。これにより、ごみの減量化やごみ処理に係る経費削減の効果が期待されます。

なお、本実証事業で得る廃棄自転車の売却益については、さいたま市の歳入として計上されます。

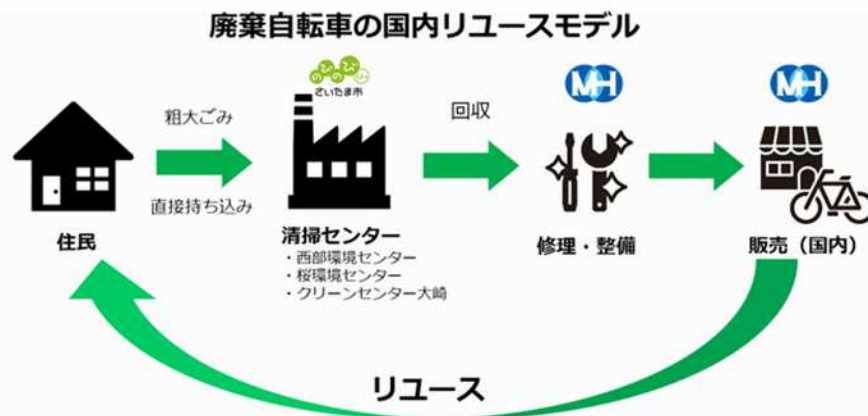
2 実証期間

令和5年10月から令和6年3月まで

※令和6年4月以降については本実証事業の結果を踏まえ検討します。

3 リユース対象について

さいたま市の清掃センターに粗大ごみ収集や直接搬入により持ち込まれる廃棄自転車を対象とします。



1 報告事項

(3) 市職員向け衣類回収

(3) 市職員向け衣類回収

環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進させるため、一般社団法人SSCAと「廃棄衣類の有効利用に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、市役所本庁舎で古着の回収を行います。

1 協定内容

廃棄衣類の有効利用に向けた連携と協力に関する協定

2 連携内容

- (1) 廃棄衣類の有効利用に関する取組の企画立案に関すること。
- (2) 廃棄衣類の有効利用に関する取組の広報啓発に関すること。
- (3) その他廃棄衣類の有効利用に向けた取組の促進に関して両者で合意した事項。

3 衣類回収事業概要

- (1) 開始日 令和5年10月6日（金曜日）
- (2) 回収場所 市役所本庁舎 資源循環政策課窓口
- (3) 回収品 貸与された作業着等及び不要となった衣類

※回収基準はさいたま市の家庭ごみの出し方に準じます。汚れのひどいもの、羽毛・羊毛・わた・ジェル等が入ったものは回収できません。

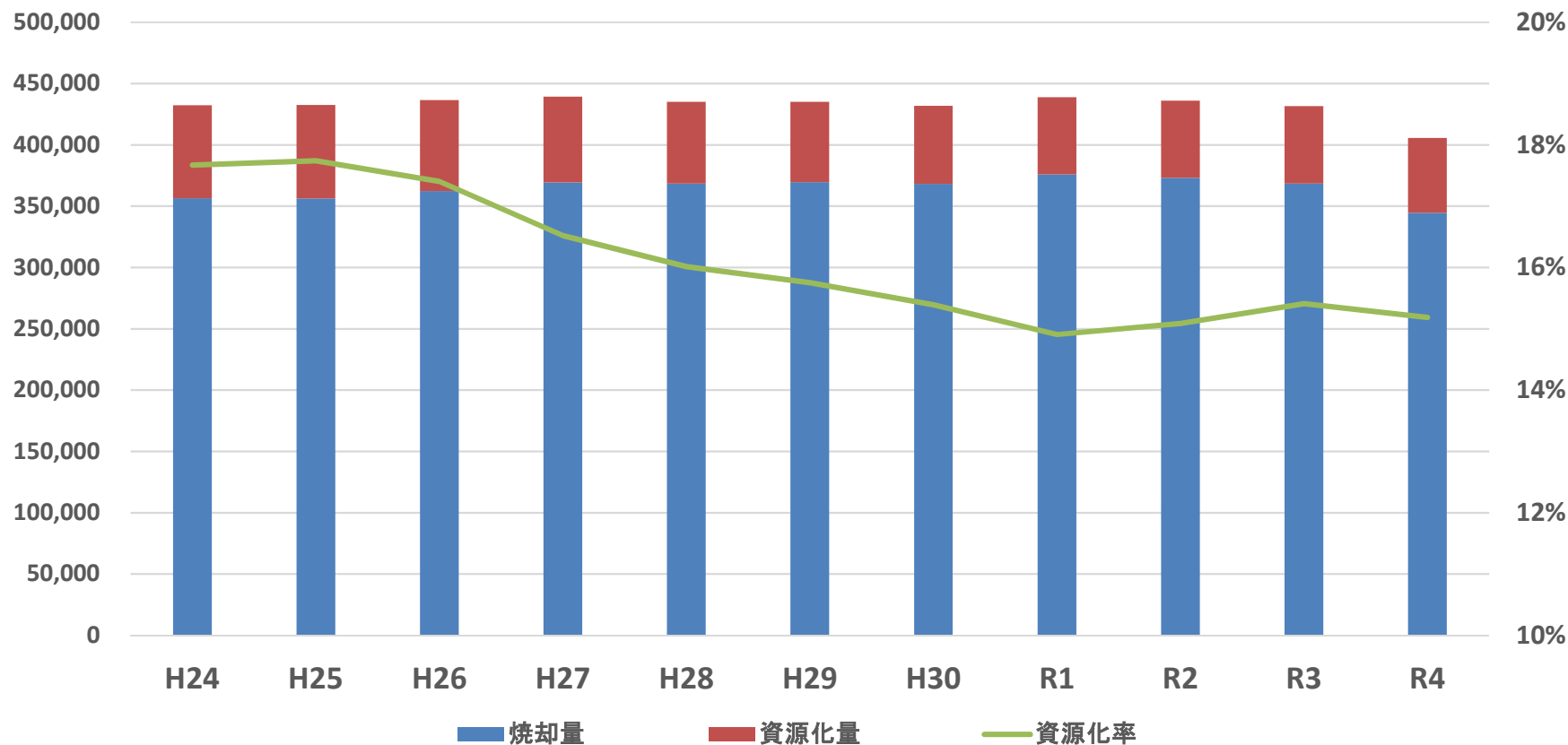


2 審議事項

(1) プラスチック一部先行資源化回収について

(1) プラスチック一部先行資源化回収について

焼却量・資源化量・資源化率



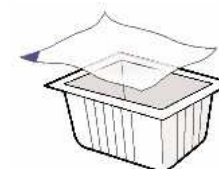
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
焼却量(t)	356,302	356,148	362,174	369,176	368,360	369,468	368,007	375,761	372,924	368,218	344,356
資源化量(t)	75,885	76,221	74,292	69,983	66,617	65,437	63,776	63,043	63,096	63,303	61,042
資源化率(%)	17.7%	17.7%	17.4%	16.5%	16.0%	15.8%	15.4%	14.9%	15.1%	15.4%	15.2%

出典：各年度ごみ処理実績

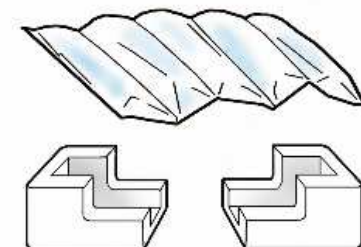
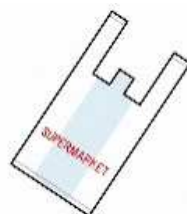
(1) プラスチック一部先行資源化回収について

プラスチック資源物の種類

○食品包装プラスチックの例 (本市分別回収品目)



○その他容器包装プラスチックの例



○製品プラスチック (50cm未満) の例



(1) プラスチック一部先行資源化回収について

R3家庭ごみ組成調査結果

もえるごみ中の重量比

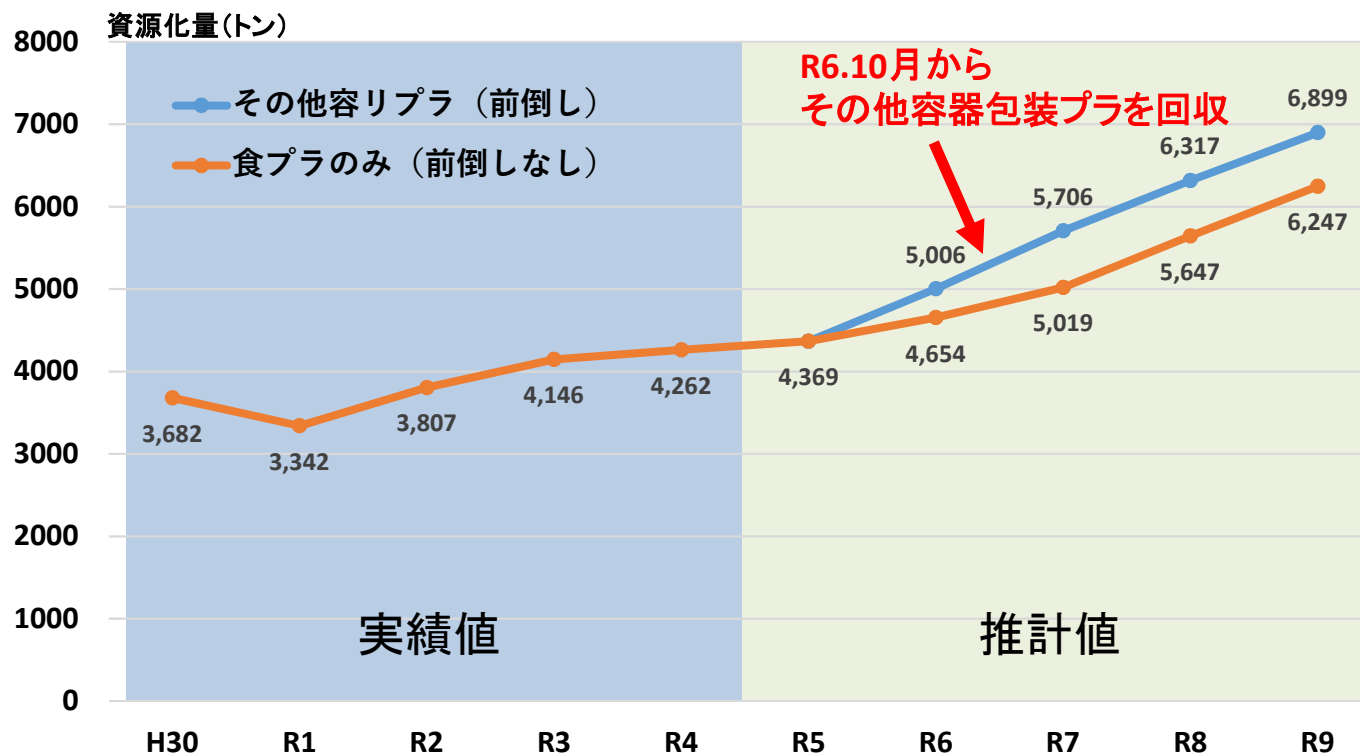
- ・食品包装プラスチック・・・5.85%
- ・容器包装プラスチック・・・1.76%
- ・製品プラスチック・・・1.60%

もえないごみ中の重量比

- ・食品包装プラスチック・・・0.02%
- ・容器包装プラスチック・・・1.75%
- ・製品プラスチック・・・3.11%

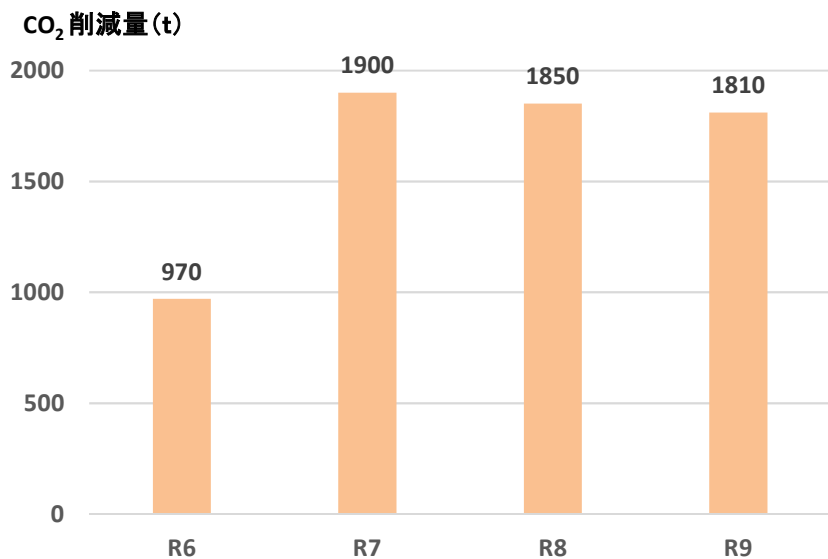
前倒し
施策

食品包装プラ資源化量の推移とその他容器包装プラ見込み量（前倒し）を加えた推定量



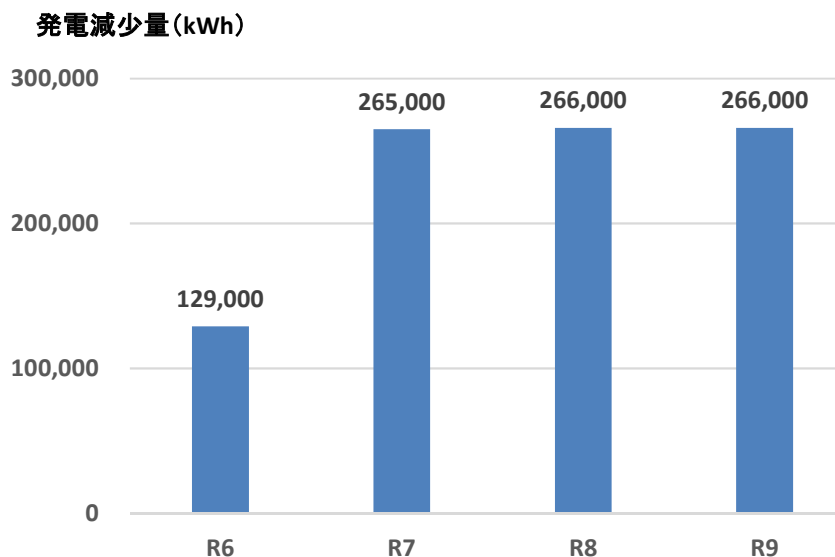
(1) プラスチック一部先行資源化回収について

メリット・・・その他容器包装プラを資源化することで焼却に伴うCO₂排出量が削減される。



R6.10月からその他容器包装プラを資源化回収した場合のCO₂削減量(推計)
※CO₂排出係数2.77 t-CO₂/t(環境省より抜粋)より算出

デメリット・・・生ごみなどの他に比べ、プラ焼却による発電量は高い。そのため、その他容器包装プラを前倒し回収することで、発電量が減少することが懸念される。



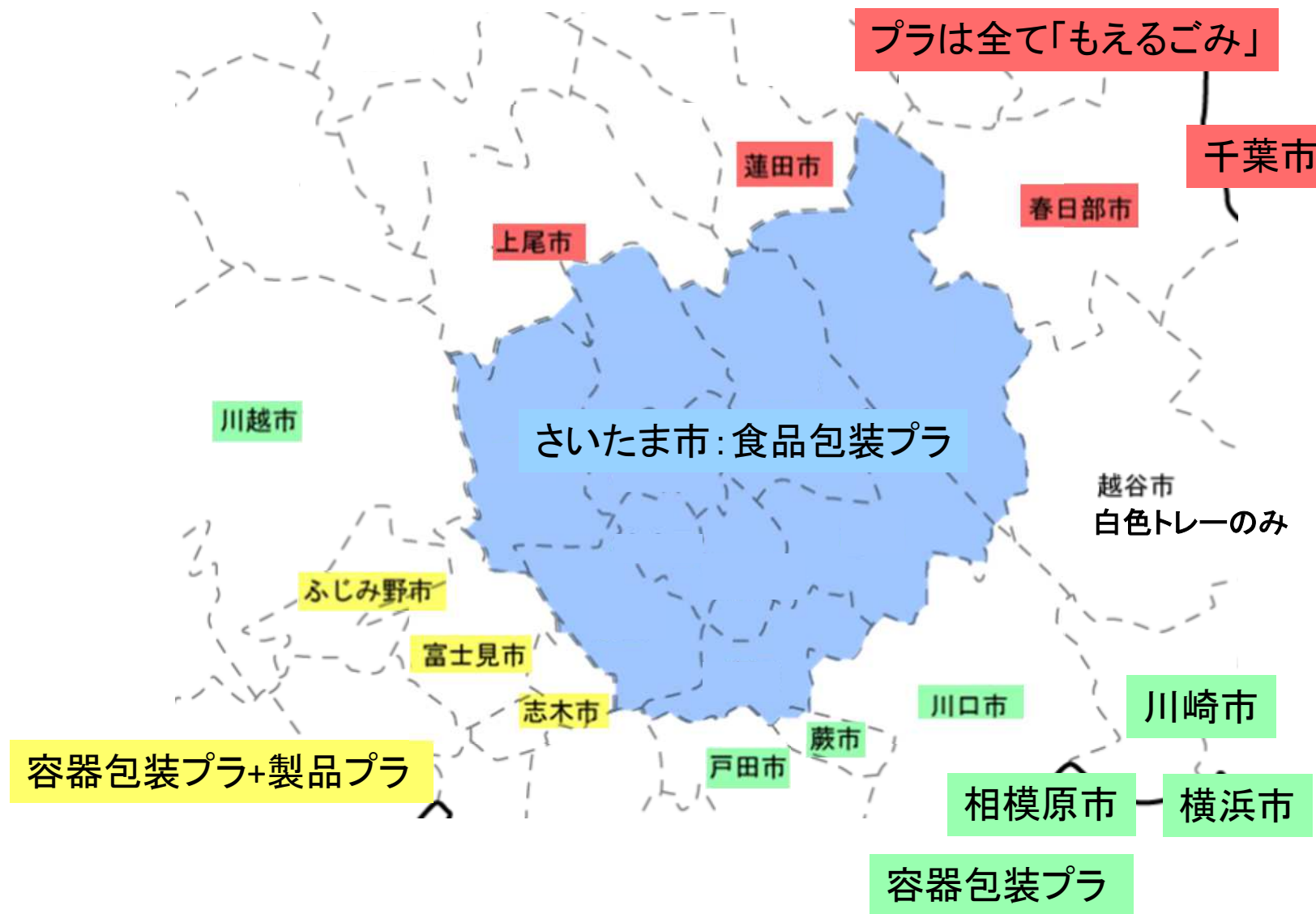
R6.10月からその他容器包装プラを資源化回収した場合の発電減少量(推計)
※過去5年(H30~R4)の発電量の平均(約1.25億kWh)より算出

今後の予定

- R6.4月・・・ごみの出し方マニュアルなどで市民への周知開始
- R6.10月・・・その他容器包装プラスチックを含めた回収(前倒し施策)実施
- R7年度・・・製品プラスチック回収に向けた周知開始
- R8年度・・・製品プラスチックを含めたプラスチック一括回収実施

(1) プラスチック一部先行資源化回収について

近隣自治体と関東県内政令市のプラ類資源回収の状況



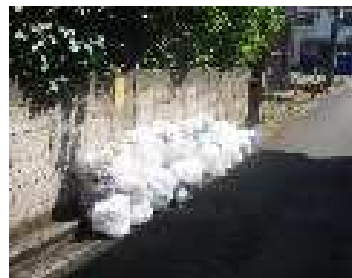
2 審議事項

(2) 資源物 1 類の排出袋について

(2) 資源物1類の排出袋について

現状

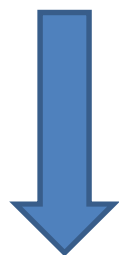
資源物1類（びん・かん・ペットボトル・食品包装プラスチック）は、種類ごとに「透明」又は「半透明袋」で出すこととしている。



プラスチックの回収対象の拡大

懸念事項

異物（リチウムイオンバッテリー、スプレー缶、注射針等）混入の増大が予想される。



火災の防止や作業員の安全性の確保など対策が必要…



対応策

その他容器包装プラスチックの回収（前倒し施策）と時期を合わせてR6.10月から「透明袋」に限定したい。



(2) 資源物1類の排出袋について

□資源物1類 透明排出袋の仕様等

○透明袋



透明袋



再生プラ袋

※新聞紙を中に入れ、袋から10cm離して**文字が読める**もの。

×透明袋以外



半透明袋



白色レジ袋



色付き半透明袋



半透明レジ袋

※新聞紙を中に入れ、袋から10cm離して**文字が読めない**もの。

□資源物1類 先行資源化回収&透明排出袋導入スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
プラスチック類 リサイクル拡大事業	その他容リプラ 先行回収検討	その他容リプラ 試験的回収開始	その他容リプラ本格回収開始
	資源物 回収袋検討	透明袋による 試験的回収開始	透明袋による本格回収開始
	市民への周知		
	ごみ袋販売店(小売店等) への周知		

2 審議事項

(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

1 目的

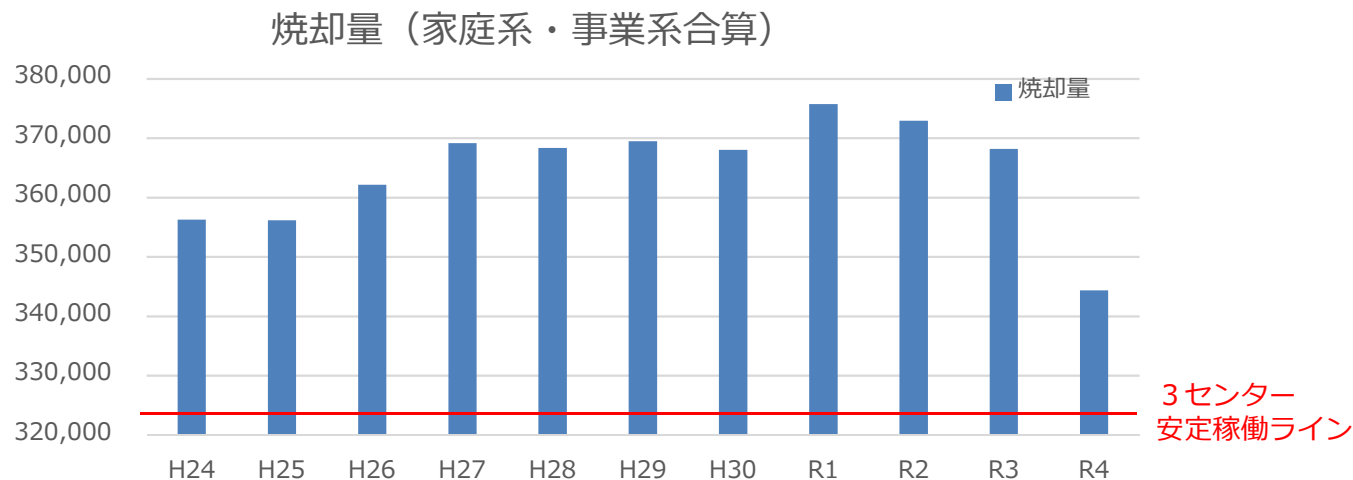
事業系一般廃棄物である木くずを民間のリサイクル施設へ誘導することにより、本市の清掃センターにおける焼却量を削減し、木くず類のリサイクルを推進する。

2 現状

- ・ 焼却量は、現状、3センター安定稼働ラインを超過している。
- ・ アフターコロナにより、事業系可燃ごみの量が増加する傾向である。
- ・ 清掃センターにおける事業系木くずの受入基準の見直しにより、事業系木くずについては、更に4,000tの減量効果を推計している。

3 変更内容

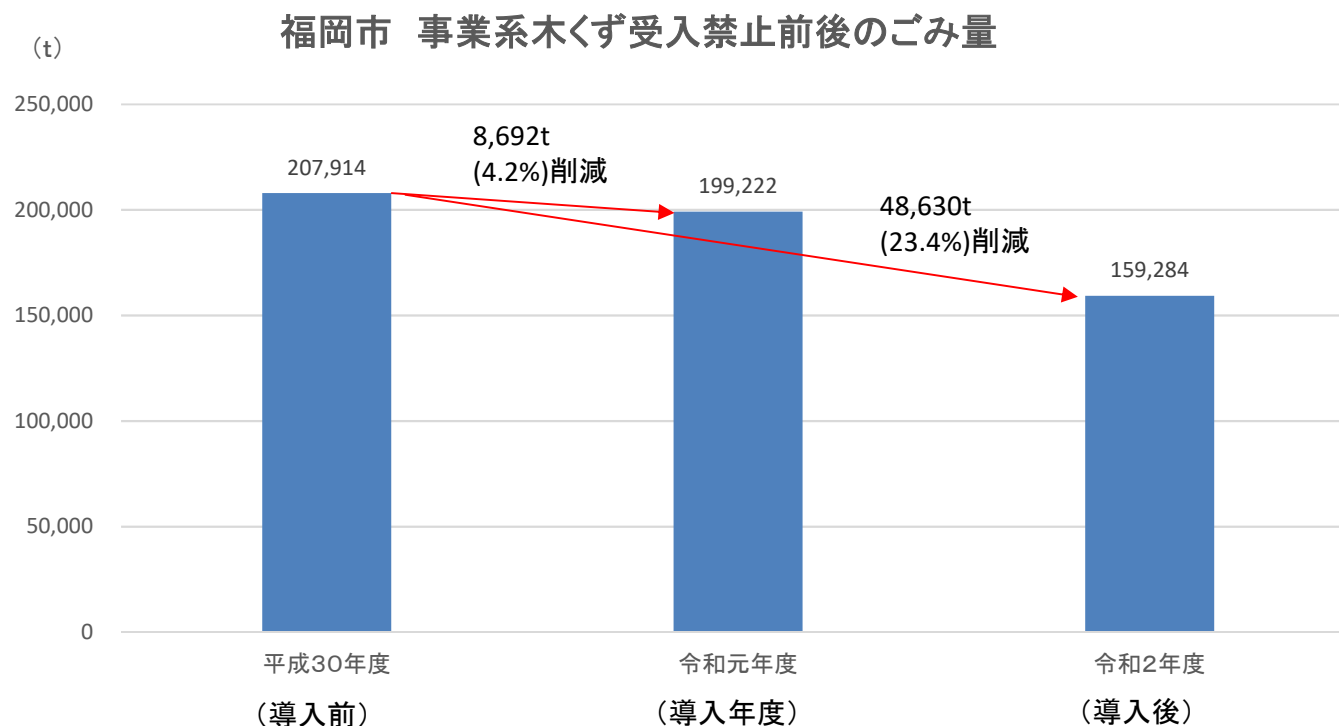
- ・ 令和6年4月から全清掃センターにおいて、事業系一般廃棄物である木くず類は原則受入れないこととし、市内民間リサイクル施設（3施設）へ誘導する。



(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

先行事例：福岡市

- ・福岡市内における民間処理施設の受入体制が整ったため、令和元年10月1日より市施設への事業系木くず等の持込を禁止
- ・市内の民間リサイクル施設（5者）に持ち込むよう案内
- ・5者の合計処理能力 93.01トン/日



- ・持ち込み禁止前後で事業系可燃ごみの処理量が23.4%削減

(3) 事業系木くずのリサイクル推進について

今後のスケジュール

令和5年度中

- ・ 排出事業者を対象とした説明会（R5.10.25）及び本市一般廃棄物収集運搬業許可業者講習会（R5.11.15）で周知を行う。
- ・ 造園業協会等関係業界団体に対し、周知を行う。

令和6年度

- ・ 各清掃センターにおいて、事業系の木くずを民間へ誘導する。

実施に向けた対策

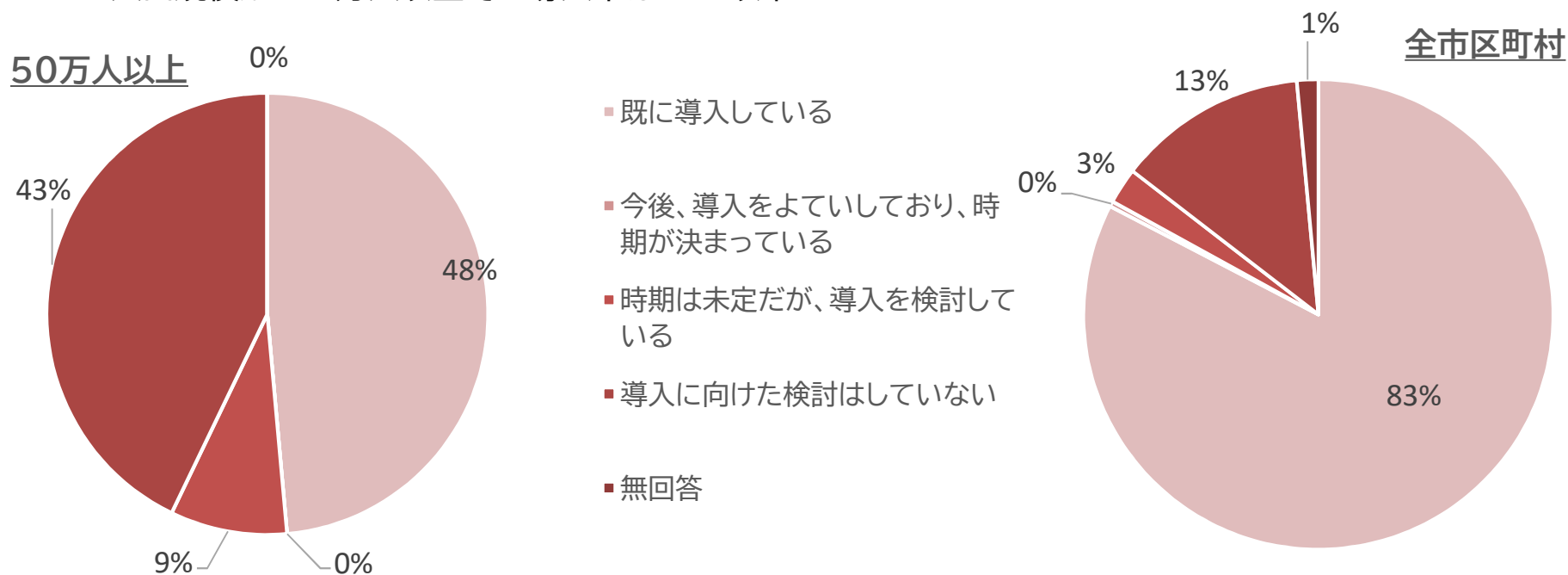
- ・ 民間リサイクル3施設とは綿密な情報共有を行い、万が一、事故などで停止した場合や処理能力を超過する場合は、清掃センターで受入れて対応する。
- ・ 木くずとその他可燃物を意図的に混合して清掃センターで処分されるおそれがあるため、展開検査での指導を強化する。

2 審議事項

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

全市区町村に対し、環境省が指定ごみ袋の導入状況を令和2年度に調査
 人口規模が少ない市区町村では導入率が高い
 人口規模が50万人以上での導入率は50%以下



	50万人以上	10万人以上	5万人以上	5万人未満	全自治体
既に導入している	17	168	207	1,011	1,403
今後、導入をよていしており、時期が決まっている	0	2	3	1	6
時期は未定だが、導入を検討している	3	11	7	21	42
導入に向けた検討はしていない	15	66	35	106	222
無回答	0	3	2	20	25

出典：令和2年度バイオマスプラスチック利活用検討業務報告書【環境省請負業務】
 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

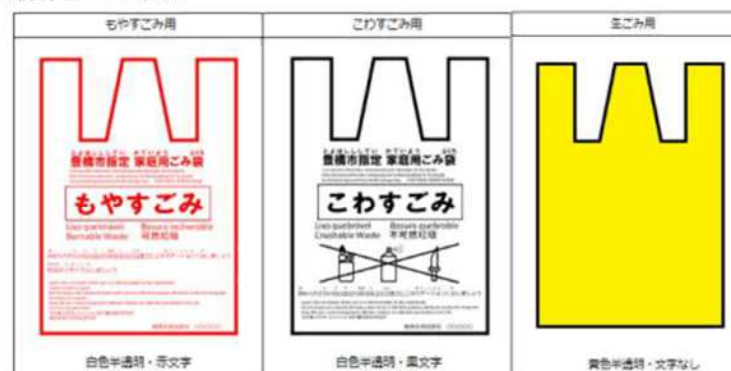
(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

市場価格の指定ごみ袋導入事例（豊橋市）

指定袋制度の導入背景

- 平成10年度から、家庭ごみの持ち出しに際しては「透明又は半透明の袋」の利用を依頼してきたが、紙袋やダンボール、中身が見えない袋を使った持ち出しや事業系ごみの持ち出しが見受けられていた。
- これらのマナー違反のごみや分別間違いのごみにより、ごみステーションの乱雑化やごみ収集車の火災の発生といった課題を抱えていた。
- こういった課題解決のため
 - ①ごみ分別とごみ出しマナーの徹底
 - ②ごみステーションの乱雑化の防止
 - ③事業系ごみや市外からのごみの混入防止
 - ④ごみ収集作業の迅速化と安全の確保
 - ⑤ごみ減量やリサイクルへの意識付けを目的に、平成28年度から指定ごみ袋を導入することとした。
- 指定ごみ袋の製造は承認制を採用し、市は販売価格に関与せず、市場価格での販売としている。

<指定ごみ袋>



(出所:豊橋市ホームページ)

- 指定ごみ袋は3種類
- びん・カン、プラマークごみ、ペットボトル、うめるごみ、危険ごみ、布類の持ち出しは、透明又は半透明の袋を使って持ち出す。
- 指定ごみ袋は、様々な販売店(スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等)で販売。
- 市は指定ごみ袋の販売価格を定めない。指定ごみ袋の販売価格は、市販のごみ袋と同様に販売店による市場価格で販売される。(袋の値段にごみ処理費用を上乗せする「ごみの有料化」ではない)

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

市場価格の指定ごみ袋導入事例（豊橋市）

【基礎情報】

- ① 常住人口 376,181人（平成31年4月1日）
- ② 常住世帯数 158,555世帯（平成31年4月1日）
- ③ 収集方法 ステーション収集
- ④ 手数料 無料（市場価格の指定袋制）
※指定袋は市場価格で販売しており、ごみ処理手数料は徴収していない
- ⑤ 平成28年度から指定ごみ袋を導入

（平成29年度の減少は、生ごみの分別収集を開始したことによるもの）

【過去9年間におけるごみ排出量の推移】

年度	ごみ排出量				人口
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	
平成25年度	73,867	5,104	12,179	5,996	380,216
平成26年度	72,854	4,900	11,742	5,901	378,898
平成27年度	72,303	5,272	11,371	5,994	378,383
平成28年度	65,460	4,703	11,078	5,781	377,999
平成29年度	47,789	5,194	23,975	5,372	377,431
平成30年度	46,903	5,736	24,899	5,330	377,237
令和元年度	46,631	5,615	24,686	5,648	377,274
令和2年度	47,426	6,035	24,583	6,457	375,617
令和3年度	46,590	5,539	23,303	6,096	373,252

※導入の翌年には9.5%削減

施策の評価

【指定ごみ袋導入における効果等】

① ごみ排出量の減少(効果)

- ・ 市民のごみに対する意識向上が図られ、**ごみ排出量が減少**した。（もやすごみ：△9.5%、こわすごみ：△10.0%）

② ごみの分別精度の向上(効果)

- ・ 市が実施している組成分析調査の結果、「もやすごみ」、「こわすごみ」のいずれも**不適正なごみの混入率が減少し、ごみの分別精度が向上**した。

③ ごみ有料化との混同(課題)

- ・ 一方で、様々な広報活動を実施していても、家庭ごみの有料化と混同されることがある。

④ 指定ごみ袋の規格について(課題)

- ・ また、サイズや材質といったごみ袋の規格に対する市民の声が多い。
 - 一部対応したが販売状況が芳しくなく、製造事業者から大量の在庫を抱えることとなったとの意見がある。

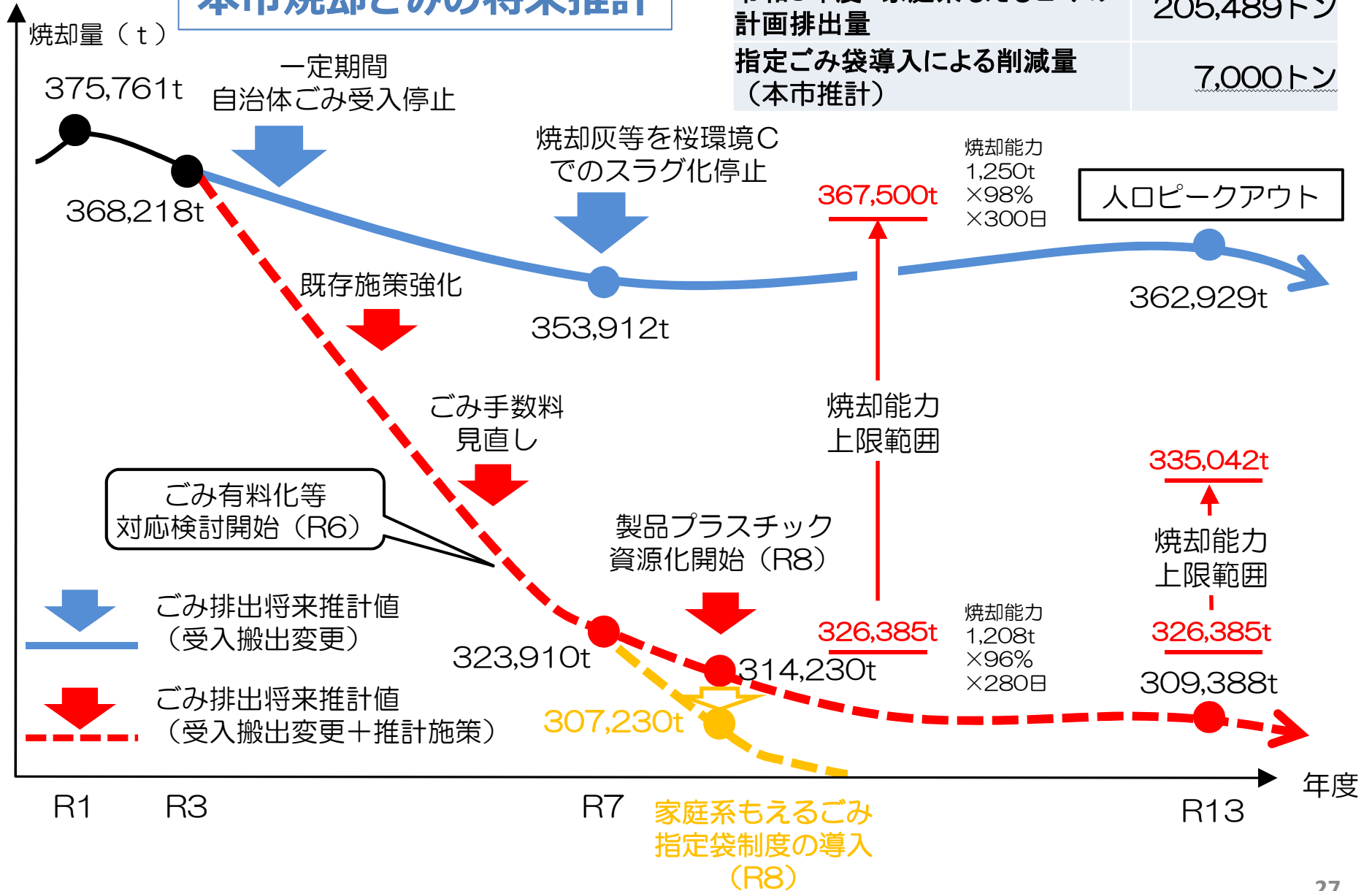
⑤ 外国人世帯への周知方法について(課題)

- ・ その他、本市は全国的に見ても外国人市民の割合が高いため、外国人世帯への効果的な周知方法を検討する必要がある。

(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

本市焼却ごみの将来推計

令和8年度 家庭系もえるごみの 計画排出量	205,489トン
指定ごみ袋導入による削減量 (本市推計)	7,000トン



(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

指定ごみ袋制度導入までのイメージ

市民への周知・啓発

- ・自治会等各種団体を対象とした説明会の実施
- ・市報への定期的な掲載(年度内3回程度)
- ・ごみ分別アプリ等SNSを活用した広報
- ・新聞折り込みチラシの配布
- ・収集所への啓発看板の設置
- ・イベント等でのチラシ配布
- ・区役所催事情報システムでの広告
- ・テレビ、ラジオCM等での広告

ごみ袋の仕様・調達・販売方法

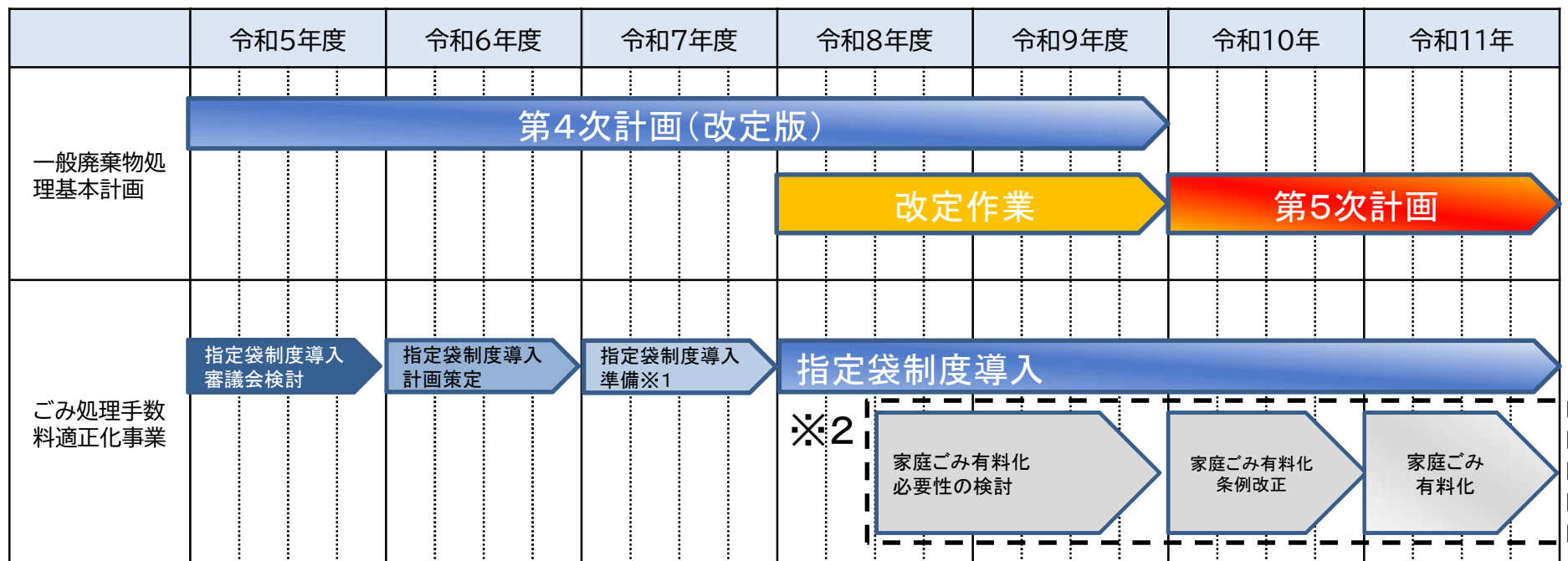
- 適用ごみ種
もえるごみ、もえないごみ
- 色味
半透明乳白色(もえるごみ)
透明(もえないごみ)
- 製造方法
市から仕様を提示し、適合品を承認
- 価格
販売店による市場価格での販売
(手数料の上乗せなし)
- 販売店
スーパー、コンビニ、ドラッグストア等
一般小売店舗

<袋のイメージ>



(4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について

指定ごみ袋導入スケジュール (案)



※1 指定袋制度導入準備: 市民への周知・啓発、ごみ袋の調達等を含む。

※2 目標どおりにごみ減量ができなかった場合は、この限りではない。

2 審議事項

(5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止
について [環境施設管理課]

(5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止について

〔環境施設管理課〕

事業系びん・かんの市施設受入れ停止について

R5.11.7

環境施設管理課

1. 現状

- ・ 飲料用びん・かんについてのみ、事業系資源物として東部環境センターで受入れを行っている
- ・ 処理手数料については、下記規則により減額している(100円/10kg+税)
さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第18条(3)
「資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物を分別し、市の処理施設に搬入したもの」
- ・ 搬入実績

すべて許可業者による搬入 (単位:トン)

	R4	R3	R2	R1	H30
びん	374.55	328.17	331.12	500.54	570.98
かん	13.39	16.25	18.09	18.57	11.42

2. 課題

- ・ 飲料用びん・かんであっても事業ごみの場合、産業廃棄物(ガラスくず及び金属くず)として適切に処理するのが原則だが、一般廃棄物として受け入れを行っていることの是非
- ・ これまでは、飲料用びん・かんの分別を推進するため、事業系資源物として市の施設で受け入れを行ってきたが、現在では、分別が浸透してきており、規則により減額する意味合いが薄れている

3. 今後の方針

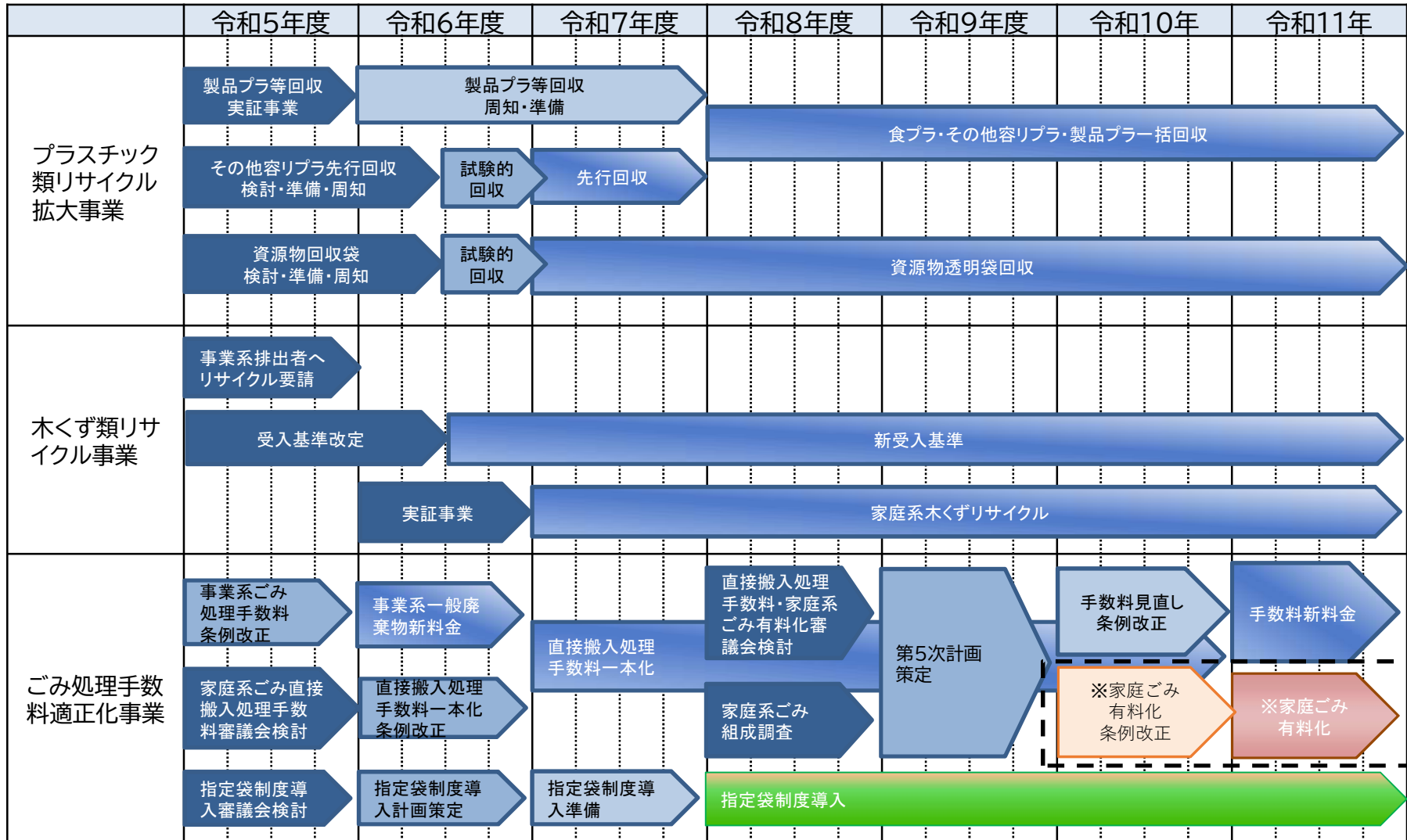
- ・ 飲料用びん・かんは、事業系一般廃棄物として、市の施設での受入れは行わず、産業廃棄物として適切に処理するよう促す
- ・ 令和6年度下半期から実施
- ・ 今後のスケジュール
 - ① R5.11.7 一般廃棄物処理基本計画等局内検討委員会
 - ② R5.11.14 廃棄物減量等推進審議会
 - ③ R6.2 市議会2月定例会 市民生活委員会 報告
 - ④ R6.4～ 事業者への周知、説明
 - ⑤ R6.10～ 市施設受入れ停止

3 その他

(1) 今後の予定

(1) 今後の予定

今後の減量施策スケジュール(まとめ)について



※目標どおりごみ減量ができなかった場合は、この限りではない。